

I センターの概要

1. 設置目的

市民の消費生活の安定及び向上に寄与するため、消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条

第2項に規定する施設として設置。

消費者啓発・消費生活相談・情報の収集と提供・消費者の自主活動の支援等、総合的な消費者施策を実施。

(1) 名 称

伊丹市立消費生活センター

(2) 所 在 地

伊丹市宮ノ前2丁目2番2号

TEL：072-772-0261（事 務）

072-775-1298（相談専用）

FAX：072-775-3811

(3) 利用時間

〈開館時間〉 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分

〈相談時間〉 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時15分

〈休 日〉 土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12/29～1/3）



消費生活センター
伊丹商工プラザ 1F

2. 沿 革

昭和47年4月	消費生活センター設置条例の制定 市民福祉部 消費生活センター（消費生活係）
昭和48年1月	消費生活センター 社会経済会館内に開所
昭和49年4月	組織改正により経済労働部に変更 消費生活センター（消費生活係）
昭和55年4月	組織改正により生活文化部に変更 消費生活センター（消費生活対策係）
昭和61年6月	文化会館内へ移転（社会経済会館の廃止による）
平成 2年4月	組織改正により市民文化部 女性・青少年課 消費生活センター
平成 6年4月	組織改正により生活環境部 生活創造課 消費生活センター
平成 7年12月	労働福祉会館内へ移転（伊丹市立文化会館の改築による）
平成11年5月	中央3丁目3番9号へ移転（労働福祉会館の改築による）
平成12年4月	組織改正によりみどり環境部 生活創造課 消費生活センター
平成13年4月	組織改正によりみどり環境部 消費生活センター 市民福祉部市民課中央分室業務が消費生活センターに移管 伊丹商工プラザ（宮ノ前2丁目2-2）へ移転 愛称：くらしのプラザ
平成18年4月	組織改正により市民部 消費生活センター
平成23年4月	組織改正により市民自治部 まちづくり室 消費生活センター

3. 組 織 （令和3年4月1日現在）

市民自治部まちづくり室消費生活センター

所長1名、事務職員2名

消費生活相談員6名

市民課分室業務担当職員5名

4. 事業と経費

(1) 消費者啓発事業 (4, 152千円)

○消費生活講座の実施

- ・くらしの講座
- ・通信制消費生活入門講座
- ・まちづくり出前講座
- ・ライフステージ別消費者トラブル防止講座
- ・消費生活サポーター養成講座

等

○情報の提供と収集

- ・市広報紙「広報伊丹」にコラム掲載
- ・消費生活情報誌「すてきなくらし」の発行
- ・市バス車内広告
- ・コープこうべの宅配夕食に高齢者向け啓発ちらしを同封
- ・消費者啓発パネル展
- ・自治会へちらし回覧
- ・市内小中学校へ啓発冊子等の配付
- ・メールマガジンの配信
- ・市コミュニティ掲示板へ啓発ポスター掲示
- ・市内転入者へ啓発リーフレット等を配付
- ・神戸新聞への記事掲載
- ・ホームページによる啓発
- ・消費生活情報コーナーを活用した啓発
- ・啓発冊子等の作成

等

(2) 消費生活相談事業 (16, 894千円)

消費生活相談員による相談受付・苦情の処理のあっせん

(3) 消費者団体活動支援事業 (291千円)

- ・伊丹消費者協会の活動支援

(4) 消費生活センターの管理運営 (6, 568千円)

合 計 27, 905千円